

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 石間下吉田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>○地先まで</p>	<p>秩父市下吉田字矢畑山八八七八番二地 先から同市下吉田字矢畑五八八二番一</p>	<p>区 間</p>
<p>四五・〇九</p>	<p>七・五〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四六九・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>変更である。</p>	<p>平成二十二年三月二十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号及び平成二十六年九月五日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号で告示した道路予定区域の一部</p>	<p>備考</p>